（前のページより続き）

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

会社その他

三

三

本号で公布された法令のあらまし

◇**国際受刑者移送法の一部を改正する法律**（法律第二九号）（法務省）

1　「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とすることとした。（第一条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

法　律

国際受刑者移送法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年五月六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十九号

国際受刑者移送法の一部を改正する法律

国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び刑を言い渡された者の移送に関する条約（以下」を「並びに日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約（以下単に」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

法務大臣　千葉　景子

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○法務省令第二十一号

国際受刑者移送法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十九号）の施行に伴い、国際受刑者移送法（平成十四年法律第六十六号）第四十七条の規定に基づき、国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月六日

法務大臣　千葉　景子

国際受刑者移送法施行規則の一部を改正する省令

第一条中「刑を言い渡された者の移送に関する条約（以下「条約」という。）第四条4に規定する」を「当該受入受刑者に係る」に改め、「ときは」の下に「、日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約に基づき」を加える。

第十五条第一項中「の規定による条約」を「の規定による日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」に、「刑を言い渡された者の移送に関する条約」を「受刑者移送に関する条約」に改める。

別記第2号様式中「刑を言い渡された者の移送に関する条約の」を「受刑者移送に関する条約の」に、「刑を言い渡された者の移送に関する条約（以下」を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約（以下この様式において単に」に、「この条約に基づいてこの条約」を「条約に基づいて条約」に、「ためには、この条約」を「ためには、条約」に、「又はあなたをこの条約」を「又はあなたを条約」に、「みなす旨を欧州評議会事務局長あてに宣言している」を「みなしている」に、「この条約（英文又は仏文で作成された正文）」を「条約の正文」に改め、「であるかどうか」の次に「、又は条約のいずれかの締約国があなたを条約の適用上自国の国民とみなしているかどうか」を加え、「欧州評議会事務局が作成した締約国の一覧（英文又は仏文）」を「締約国及び同国の国民の定義の一覧（英文）」に改め、「さらに、この条約のいずれかの締約国があなたをこの条約の適用上自国の国民とみなす旨を欧州評議会事務局長あてに宣言しているかどうかを知りたいのであれば、あなたが収容されている刑事施設に申し出てください。その場合には、欧州評議会事務局が作成した締約国の宣言の一覧（英文又は仏文）を閲覧することができます。」を削り、「この条約に基づいて」を「条約に基づいて」に、「みなす旨を宣言している」を「みなしている」に改め、「その期間は」の次に「、条約及び同国の国内法令に基づき」を加え、「それぞれの国内法令に従って」を「条約及びそれぞれの国内法令に基づき」に、「ことは妨げられません」を「ことができるときがあります」に改め、同様式に次のように加える。